

2008（平成 20）年 12 月 26 日 金曜日

各 位

株式会社カナモト

（9678 東証第 1 部 札証）

取締役執行役員総務部長・社長室長 磯野 浩之

〈資料に関するお問合せ先〉

社長室 広報担当課長

高山 雄一

電話：011-209-1631

## 定款一部変更に関するお知らせ

建機レンタルのカナモト（代表取締役社長：金本 寛中 本社：札幌市）は、2008（平成 20）年 12 月 26 日の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2009（平成 21）年 1 月 29 日開催予定の第 44 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- （1）「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」という）が平成21年1月5日に施行されることに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- （2）「会社法」第194条第1項により、株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式の買増制度を導入するものであります。
- （3）監査体制の充実強化を図るため、監査役の員数を現在の6名以内から8名以内に増員するものであります。
- （4）上記のほか、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2009（平成 21）年 1 月 29 日
定款変更の効力発生日	2009（平成 21）年 1 月 29 日

以上

(別紙)\*下線は変更部分を示します

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。  <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。                  2 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。  <u>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。                  (削除)</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p><u>第9条 単元未満株式を所有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p><u>(4) 前条に定める請求をする権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。                  2 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。                  (削除)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は<u>6</u>名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は<u>8</u>名以内とする。</p>

別紙以上